

事務事業評価シート

(H.30)No.	6036	(H.29)No.	6036
-----------	------	-----------	------

事務事業名	戸籍住民基本台帳費		
担当部局名	担当室名	室長名	
市民部	総合窓口センター	山村 昌也	

会計区分	事業コード	060501
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款 総務費	戸籍住民基本台帳費	
項 戸籍住民基本台帳費	(小事業名)	
目 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	5	未来につなぐ自立と協働による市政経営
	基本施策	2	自主自立の市政経営
	施策	2	成熟社会に対応する行政運営
重点プロジェクト			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
戸籍登録事務等に対応する職員体制(正規・臨時・委託)を整え、事務を効率良く運営し、市民の利便性の向上を図ります。
事業内容
戸籍、住民登録、印鑑登録の届出の受付、登録や各種証明書の交付事務、マイナンバーカードの交付を進めます。

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

主な事業の実績・計画	H.29年度(事業量・取組実績)		H.30年度(事業量・取組計画)		H.31年度(事業計画)	H.32年度(事業計画)	H.33年度(事業計画)	
		<H.28繰越分> 《事業費》 委託料 5,849千円	<H.29現年分> 《事業内容》 届出の受付、登録や各種証明書の交付事務 マイナンバー制度運用 《事業費》 旅費 160千円 消耗品費 694千円 印刷製本費 915千円 窓口業務委託料 7,647千円	<H.28繰越分> 《事業費》 届出の受付、登録や各種証明書の交付事務 マイナンバー制度運用 《事業費》 旅費 160千円 消耗品費 694千円 印刷製本費 915千円 窓口業務委託料 7,647千円	<H.29現年分> 《事業内容》 届出の受付、登録や各種証明書の交付事務 マイナンバー制度運用 《事業費》 印刷製本費 363千円 窓口業務委託料 7,647千円 システム構築等委託料 4,471千円 個人番号カード交付事業委託料 322千円 賃借料 1,326千円 負担金 5千円	<H.30現年分> 《事業費》 個人番号カード交付事業委託料 15,855千円 システム構築等委託料 4,628千円 賃借料 659千円 負担金 5千円	届出の受付、登録や各種証明書の交付事務 マイナンバー制度運用	届出の受付、登録や各種証明書の交付事務 マイナンバー制度運用

	H.29年度(決算見込)		H.30年度(作成時予算額)		H.31年度(計画予算)	H.32年度(計画予算)	H.33年度(計画予算)
	H.28繰越分	H.29現年分	H.29繰越分	H.30現年分			
①直接事業費	5,849千円	14,871千円		30,563千円	30,563千円	30,563千円	30,563千円
内訳(千円)							
国・県支出金	5,849	4,700		20,821	20,821	20,821	20,821
地方債							
その他()		3,617		4,662	4,662	4,662	4,662
一般財源	0	6,554	0	5,080	5,080	5,080	5,080
人工数							
職員	0.20人	3.50人		3.50人	3.50人	3.50人	3.50人
臨時職員等		2.45人		2.45人	2.45人	2.45人	2.45人
②概算人件費	1,480千円	30,310千円	0千円	30,310千円	30,310千円	30,310千円	30,310千円
①+②総事業費	7,329千円	45,181千円	0千円	60,873千円	60,873千円	60,873千円	60,873千円

4. 担当室による事務事業の点検

考察(H.29年度の取組評価、課題、施策への貢献、市民との協働など)
マイナンバー制度開始に向けての業務増については、職員体制(正規・臨時・委託)を調整し、運用を開始しました。総合窓口業務と密接に関連しており、時差休憩等市民の立場で利用しやすい行政サービスに配慮した業務体制をとることにより、申請や届出の利便性を図りました。

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合(予定含む)、休止(予定含む)、廃止(予定含む)、事業完了(予定含む)	継続(現行)
---	--------

今後の対応方針(課題解決への取組内容、具体的な見直し内容、継続の理由等)
多様化する市民ニーズに対応した戸籍事務及び住民登録事務を執行すると共に、マイナンバーカードの交付と関連事務をより正確に運用します。戸籍事務、住民登録事務及びマイナンバー制度対応事務は、それぞれ高度な専門知識を要する事務のため、当該事務に精通した職員の複数配置と、次世代を担う職員の育成を行うため、一定数の正規職員の配置が必要です。旧姓の通称としての使用拡大のための法改正が平成30年に予定されており、当該制度のシステム改修の必要性があると思われます。(詳細が不明であり予算計上していません。)

6. 事務事業の取組に係る市の計画